

田並委員長
次に、前原誠司君。

前原委員
民主党の前原でございます。私は、日朝正常化交渉に関連をして幾つかの質問をさせていただきたいと思っております。

まず、外務大臣にお伺いをしたいわけですが、九月の十七日に日朝首脳会談が行われました。そのときに私が一番奇異に思ったこと、そしてまた、それが余り議論されていないことに対して極めておかしいと思う事柄があります。それは、日朝首脳会談で金正日総書記が、拉致というものはみずからが指示をしたのではない、軍の特殊機関の一部が妄動主義、英雄主義に陥って行ったことである、みずからは知らなかった、こういうことを言っております。

さて、この金正日総書記の見解について、これはこのとおりであるという是認をする立場をとるのか、あるいは、そうじゃないだろうという立場をとるのか、その点について外務大臣のお答えをお聞かせください。

川口国務大臣
九月十七日の場で、今、前原委員がおっしゃったようなことを金正日国防委員会委員長が言ったということでございます。

これが本当にそうなのか、そうでないかということについては、これは日本の中でも、いろいろな考え方あるいは見方がマスコミの中でも取りざたされているわけですが、政府としては、この拉致問題を含むさまざまな活動が指示のもとで行われたかどうかということについて、現在、詳細を判断する情報がないということでございます。

いずれにしても、この問題については、日朝国交正常化交渉の中で最優先課題ということで取り上げていく考えでありますので、その中で事実の解明については強く求めていきたいと考えています。

前原委員
情報がないということでありましたけれども、事実の解明ということは、今の金正日総書記の言葉、つまりは、自分は知らなかった、特殊機関の一部がやったことだということの是非も含めて事実の解明を行うということによろしいんですね。

川口国務大臣
今、我々にわかっている金正日総書記といいますが国防委員長の説明で、まだそれで十分であるというふうには思っていないということでございますので、事実の解明について、北朝鮮との国交正常化交渉の中で強くこれを求めていく、そういう考えであります。

前原委員
マスコミで報道されているという言い方を大臣はされましたけれども、マスコミで報道される以前に、亡命者の方々、かなり作員として中核の役割を担っておられた方々の手記あるいは本、そういうものを見ましても、こういった拉致活動について、軍の一部がやれるような話ではない、これは必ずトップの命令がなければやれないことだ、こういうような話があります。

今の話ですと、別に金正日総書記の言をそのままのみにしているわけではない、事実解明を行っていくということでありましたので、それは努力をしていただきたいんですが、私は、これから質問するすべてのことが、国が組織的に行ったことなのか、あるいは個人がというか一部が行ってきたものなのか、どう判断するかによってかなり大きく対応が異なってくる問題があると思っておりますので、それは政府の立場でぜひ真剣にお取り組みをいただきたいと思っておりますし、ゆめゆめおろそかというかいいかげんにその辺を扱うことのないようお願いしたいと思います。

また、委員長にお願いをいたしますけれども、この安保委員会の場でも、いろいろな証言をされている方々が日本あるいは韓国にもおられますので、政府に任せるのみではなくて、院としても、今申し上げたことの是非についてしっかり探求をするということで、参考人招致を含めて積極的に取り組みをいただきたいと思っておりますので、お願いをしたいと思います。

田並委員長
後刻、理事会を開いて、協議をさせていただきたいと思っております。

前原委員
では、次に移らせていただきますが、先ほど伊藤英成議員に対する答弁の中で少し出ておりましたけれども、きょう、あしたとクアラルンプールで行われております日朝国交正常化交渉の中で、拉致そして核の問題というものが優先課題である、こういうことでございますけれども、もう一度私の方から、その拉致にはどういう範疇まで入るのかということについてお伺いをさせていただきたいと思っております。

まず、曾我ひとみさんというのは政府が言っていた八件十一名に入っていなかったわけですね。つまりは、日本政府が現在認めているのは十件十五名でありますけれども、それ以外に、一説には七十人とか八十人とかいう数が言われております。政府が認定している以外にも拉致被害者が存在すると思われるわけでありまして、その予想というか、あるいは今、どういう捜査当局としての考え方あるいは前提をもって調べているのか、警察にお伺いをしたいと思います。

奥村政府参考人

警察といたしましては、この拉致容疑事案につきまして、その一件一件ごとに一つ一つ証拠を積み重ね、また情報を集めるといって捜査をこれまで営々と行ってきたところであります。その結果、北朝鮮による日本人拉致容疑事案というのは、現在のところ、十件十五名と判断しているものでございます。

一方、これら十件十五名以外の事案はどうかということでございますけれども、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない事案はあるものと見て、今捜査や調査を鋭意行っているところでございます。

ただ、拉致の可能性を排除できないという捜査途中の段階でこの件数を申し上げますことは、事案の究明に当たりまして一つの予断を与えることとなりますので、お答えは差し控えさせていただきたいと思っております。

前原委員

今、警察がお答えをいただきましたように、政府が認定した以外にもその可能性のある案件というものはある、ということでございます。

したがって、今クアランプールで行われております国交正常化交渉、拉致が優先課題の一つであるということでもありますけれども、もう一度、外務大臣、認定をされている以外のものについても、しっかりとその中に含めて、北朝鮮に対しても協力を求めるという姿勢で臨んでいただきたいと思います。お答えはいかがですか。

川口国務大臣

今認定をされているもの以外、その他のものについて、これが拉致の疑いがあるということを検査当局で判断されるということでしたら、当然、外務省はこれを国交正常化交渉の中で強く働きかけていくということでございます。

前原委員

次に、国交正常化交渉の前提の問題でありますけれども、少し違った質問をさせていただきたいと思っております。

日本に密輸されている覚せい剤につきまして少しお話をお伺いしたいと思うわけではありますけれども、警察からいただいた、生活安全局薬物対策課からいただいた資料であります。近年、北朝鮮ルートと言われる覚せい剤密輸事件がかなり頻発しております。この事案につきまして警察にお答えをいただきたいのでありますが、これはどういうところが北朝鮮からの覚せい剤と認定できたのか、その背景についてお話をさせていただきたいと思っております。

瀬川政府参考人

平成九年以降でありますけれども、北朝鮮を仕出し地とする覚せい剤の密輸入事件等六件検挙しているところであります。

仕出し地といえますのは、覚せい剤が積み出されたと判断される国または地域を指して言っておりますけれども、警察としましては、これら事件捜査の過程で、被疑者の供述でありますとか、それから密輸入の態様でありますとか、事案ごとによりまして、そういったものを総合的に判断をいたしまして、これらは北朝鮮を仕出し地とするものであるというふうに判断をしているところであります。

前原委員

まず、出し側と受け入れ側についてお話を伺いたいと思うのでありますが、北朝鮮が出どころであるということでございますけれども、その背景、つまり、どういう組織がやっているのか。つまりは、一般人が勝手にやっているのか、あるいは違う組織がやっているのか、あるいはまたは国家がやっているのか、その辺はどう警察としては判断されておりますか。

瀬川政府参考人

お答えいたします。

こういった北朝鮮を仕出し地とする覚せい剤事件、総じて見てみますと、特徴が幾つかございます。一つは、大量であるということでございます。押収量が非常に大量である。それから、純度が非常に高いということがございます。それから三つ目には、そういった覚せい剤の包装、これが非常に規格が整った包装がなされているというような特徴がございます。

これらから判断をいたしまして、高度の技術水準を有する、また、相当の資金を有する組織が関与しているもの、そういう可能性が高いというふうに私ども推測をしておりますけれども、ただ、現在まで私どもが捜査を通じて得られた証拠に基づきまして判断する限り、これらの覚せい剤が北朝鮮において製造された、あるいは北朝鮮が、お尋ねでございますが、国家として覚せい剤の密輸入やその製造に関与しているということまで断定するまでの材料はございません。

前原委員

よく言われているのは、北朝鮮の北東部の羅南地域と言われるところで覚せい剤が栽培をされていて、工場などもある、精製されている、こういう話でありまして、今局長がお答えになったように、かなり資金力を持って組織的にやらない限りは、大量、高純度、そして統一の規格というものがなかなか難しいだろうというのは、おっしゃるとおりだというふうに思います。ここは、幾つかの外交的なルートも、警察に頼むだけではなくて、やはり努力をしていかなくてはいけないと思うわけでありまして。

私もしばしば、そんなによくというほどではありませんけれども、アメリカの高官ともお話をさせていただきますけれども、工作船の問題なんかではかなり情報は持っていますね。なぜ情報を持っているかということ、我々は、北朝鮮を悪の枢軸という指定をしているんだ、二十四時間衛星を飛ばして、そして東海岸からどういうものが出ていってどういうものが帰ってきたか、あるいは西海岸からどういうものが出ていってどういうものが帰ってきたかということについては逐一チェックをしていると。政府はお認めにならないかもしれませんが、昨年暮れの奄美大島沖の工作船事案も、第一報はアメリカから海上自衛隊に寄せられたものというふうに私は聞いております。

それをきょう問いただすのが趣旨ではございませんで、つまり、かなりの情報収集能力を持ったアメリカと同盟関係ということから、この覚せい剤の仕出しと申しますか、製造、精製過程をしっかりと把握するということが極めて重要だろうというふうに私は思います。独自でやっていただくことも必要でありますけれども、自国の警察能力、捜査能力で限界がある場合は、そういった外交ルートも使うということが必要だと私は思いますけれども、外務大臣の御答弁をいただきたいと思っております。

川口国務大臣

我が国がどのように情報収集をしているかということについてお話をすることは差し控えさせていただきますと思っておりますけれども、いずれにしても、委員がおっしゃるように、現在の世界にあって、情報というのが非常に大事であるということは十分に認識をしております。

前原委員

認識をしていただいた上で、つまり、私がなぜこの覚せい剤の話をするかといいますと、国家が関与している可能性が高いわけです。先ほどの拉致の問題ももちろんですが、あのように軍事独裁国家で、このような統一的な規格で、高純度で、覚せい剤を栽培そして精製して輸出をしているなんというのは、国家以外に北朝鮮では考えられないわけですよ、北朝鮮のような国では、軍事独裁国家では。

それについては今の段階では明言できないというのはそのとおりだと思いますけれども、やはりそういう問題も含めて国交正常化交渉で議論をしていただかないと、明らかでないことはほおかむり、しかし問題は垂れ流しということで、国交正常化交渉を拉致とそれから核の問題を最優先にということでもありますけれども、今警察の方から、かなり組織的な背景があって北朝鮮からも来ている、こういう話ですから、国交正常化交渉にこの覚せい剤の問題も入れていただきたいと思っておりますが、いかがですか。

川口国務大臣

この問題については、政府としても重大な懸念を持っております。八月に日朝の局長レベルの会議がございましたけれども、その場でも取り上げております。まさに日朝国交正常化交渉の中で、この問題も含め、さまざまな諸懸案についてはこれをきちんと説明をしていかなければいけないということで、懸案については取り上げるということで考えております。

前原委員

それで、さらにこの問題で伺いたいんですけれども、一つ、我々に明らかにされていないのが、昨年五月の一日に金正日総書記の息子である金正男が入国をしたのではないかということが言われておりますけれども、そのことについては、いまだ国会の場で明らかにされておられません。しかし、いろいろな証言あるいは写真等の分析も含めて、金正男であることは間違いのないことではありますけれども、ここで接触したのは法務省ですよ、入管。もう一度、このときの状況を少しお話しをいただきたいと思っております。金正男なのかどうなのか。

増田政府参考人

お尋ねの男性につきましては、違反調査等において氏名その他の身分事項について聴取いたしましたが、本人が金正男なる人物であるかどうかについては、確認できませんでした。

前原委員

何度もその答弁は何っていますし、また、やりとりの中で、それだったらなぜ外務省がわざわざ護衛までつけて北京までついていって送り返すのかということになるわけですね。

私は、やはりこの国会の場で確認できなかったということは、これはうそだと思います。つまりは、国会の場でその答弁をする、あるいは事実を隠ぺいするというのはよくないと思います。覚せい剤の問題をこれから議論していく中で、昨年五月一日に来た、成田に着いた人間は金正男であると認めるところから、また私は、いろいろな問題の、これから説明が明らかになっていくと思っております。

そこで、事務方に聞いても同じ答弁しか出てこないと思っておりますけれども、また委員長にこれはお願いしたいと思っておりますけれども、国会でうそあるいは隠ぺいをして言わないということ、つまりは、例えば警察で捜査上の観点からそれは言えないという答弁ではなくて、確認できなかったというのは、これは確実にうそだというふうに思うんです

ね。うその答弁は絶対によくない。これは国会議員をばかにする話だと私は思います。

この点について、安全保障委員会がしっかりと調査をする、そして真相の解明を行うということを委員会で取り上げていただきたいとお願いしたいと思います。

田並委員長

後日、これも理事会で別途協議をさせてもらいますが、よろしゅうございますか。

前原委員

それでは、よろしくお願ひいたします。

あと、警察にもう一つお話を伺いたいんですが、朝鮮総連の非公然組織と言われていました学習組が解散されたかどうかというような話があります。解散されたのではないかという言い方がなされているわけですが、私が在日の方に話を伺うと、どうもそれは具体的には違うみたいだということなんですが、学習組あるいは学習組と言ってもいいのかもしれませんが、この学習組の解散命令というのは、朝鮮総連から出たのか、あるいはその上部団体の朝鮮労働党組織部から出ているのかどうか、あるいは統一戦線部から出ているのかどうか、その点についてお答えをいただきたいと思います。

奥村政府参考人

議員お尋ねの点につきまして、先般、学習組に解散命令が出されたという報道がなされたことは、私ども承知をしております。

この学習組は、朝鮮総連とその関係団体の中に組織をされておりまして、北朝鮮に絶対の忠誠を誓う非公然組織であります。

警察といたしましては、公共の安全と秩序の維持という責務を果たす観点から、この学習組につきましても、重大な関心を持って情報収集を行っております。

ただ、委員お尋ねの、実際に学習組が解散されたかどうか、また、だれが命令を出したのか、そして別の地下組織などに改組されているのかどうかということにつきましては、まさに私ども警察の情報活動の中身でありますので、お答えは差し控えさせていただきたいと思ひます。

前原委員

私が聞いた中では、それは警察も十分に調査をされていると思ひますけれども、やはりまだ日本国内に作業者が数百の単位で存在をするし、また、何か暗号放送もまだ続いているらしいですね。そういうことも含めて、私の聞いた範囲の中では、別組織、もちろん非公然組織だったものがさらに非公然になるということで改組されたのではないかとことですので、ぜひ、これは引き続き厳しく調査をさせていただきたいと要望させていただきます。

次に、朝銀の問題につきまして質問させていただきたいと思ひます。

十月二十二日に東京地裁で判決がございました。朝銀にかかわる判決でありますけれども、資金不正流用事件で元理事長らに有罪判決を言い渡したということでもあります。

この判決が今までの判決よりもより画期的だったのは、今までは、この朝銀関係の資金不正流用の問題とかは個人の問題として片づけられておりました。しかし今回の東京地裁の判決は、朝鮮総連の指示による、そしてまた朝鮮総連に送金がなされていたということで、組織ぐるみであったということがこの判決の中で明らかになっているわけがあります。

もちろん、第一審でありますので、まだこれから第二審、第三審と続くのかもしれませんが、したがって、この東京地裁の判決をもって事実が確定したということは申し上げませんけれども、朝銀の問題というのは、もし、組織ぐるみであるというこの東京地裁の判決が固まった場合は、捜査当局としては、今までは個人の判決であった、一度朝鮮総連の家宅捜索はされていますけれども、一回きり。総連の組織ぐるみの犯行だということになれば、さらに朝鮮総連の家宅捜索、あるいは朝鮮総連の組織のトップ、やはり実質責任者の捜査というところまでいかないといけないというふうに私は思ふんですが、その点についてお答えをいただきたいと思ひます。

栗本政府参考人

お尋ねの朝銀東京にかかわります事件につきましては、警視庁におきまして、当時の朝銀東京の理事長らと朝鮮総連財政局長らが共謀の上、個人的な目的のためではなく、朝鮮総連の用途に充てる目的で敢行した、約八億四千万に上ります組織的かつ計画的な業務上横領事件として摘発したものでございます。

委員御指摘の、東京地方裁判所におきます有罪判決につきましては承知をいたしておりますが、お尋ねの事件につきましては、これまでのところ、警察といたしまして厳正な捜査をした結果、法と証拠に基づき刑事事件として取り上げるべきものにつきましてはすべて立件したものと承知をしております。

前原委員

今後の追加的な、組織ぐるみとしての捜査ということはもうしないということですか。刑事事件として立件したということは、もう立件済みという意味ですか、今は。

栗本政府参考人

ただいま答弁いたしましたとおり、これまでの捜査の中で得た証拠等に基づきまして、我々として、刑事事件として立件すべきものは立件いたしましたということで御理解を賜りたいと思います。

前原委員

もちろん、皆さん方の努力があったからこそ、判決の中身で組織ぐるみというものにまで至っているのはそのとおりだと私は思います。私も話を聞きましたら、時効の問題とか、いろいろ難しい問題があるということを知りましたけれども、組織ぐるみの犯罪であるということが明らかになって、しかし、それが総連に、本丸に及ばないというものもこれまたおかしな話ではないかというふうに思うわけですね。ですから、ここはぜひ、もう終わったということではなくて、私はさらなる、どういう形でその可能性があるかということも含めて努力をしていただきたい、要望させていただきます。

それから、金融庁、伊藤副大臣お越しでございますが、簡単に二つ御質問したいと思います。

一つは、私が質問主意書を出させていただいたんですが、質問主意書の中身というのは、朝鮮総連と密接に関連のある傘下団体の役員というものは定款の朝鮮総連の役員には含まれない、元役員にも含まれないということなんですが、これはやはり、密接な関連のあるということにもかかわらず定款違反でないという質問主意書の答弁が来ているということは納得できない。これについて改めて御答弁いただきたいことと、あと、定款に直接かかわらないかもしれませんが、新たに出発した関西の兵庫ひまわり、ミレ、二つの信組の中に役員、北と合併事業をやっている人がいますが、これは定款違反にならないんですか。この二点について御答弁いただきたいと思います。

伊藤副大臣

お答えをさせていただきたいと思います。

破綻朝銀の新設受け皿組合の定款においては、朝鮮総連の役員経験者は役員としないという規定が設けられており、その趣旨は、定款にも規定されているとおり、組合の経営の独立性を阻害するおそれのある者を排除することと承知しております。

朝鮮総連の中央本部、地方組織の役員であった者は、基本的に朝鮮総連の役員経験者に該当すると解されるが、いわゆる傘下団体の役員経験者については、定款の趣旨である経営の独立性を阻害するおそれのある者に該当するかどうかという観点から、実態を踏まえて判断することとなっております。

こうしたことを踏まえ、いわゆる傘下団体の役員経験者であることのみをもって定款に違反するものではないと考えております。

それから、もう一つの御質問でございますけれども、破綻した朝銀近畿の新設受け皿組合の定款において、先ほどからお話をさせていただいているように、朝鮮総連の役員経験者は役員としないとの規定が設けられており、その趣旨は、定款にも規定されているとおり、組合の経営の独立性を阻害するおそれのある者を排除することであると承知をいたしております。

兵庫ひまわり信組及びミレ信組は、みずから事業を営む商工業者が中心となって、組合員の相互扶助を目的に設立されたものであることから、前原議員が御指摘の、北朝鮮と合併事業をしていることのみをもって、定款に規定する経営の独立性を阻害するおそれがある者に該当するとは考えておりません。

いずれにせよ、当局としては、近畿三組合の役員体制について、定款に違反しているという事実は承知をいたしております。

前原委員

時間が来ましたのでこれで終わりますが、今副大臣が御答弁のように、しゃくし定規に、言ってみれば、独立性を阻害することにはならないので、傘下団体の役員だからといって定款違反には当たらない、しかし、傘下団体の役員であっても独立性を阻害する人がいれば、それについては定款違反だ、今の説明だとこういうことだと思えます。

そして、また具体的に北との合併の話は、きょうは名前を出しませんでしたが、具体的な事例をもって言った場合には、また具体的なことでお答えをしていただきたいというふうに思います。

終わります。